



安全なまちづくり 福祉や子育て 教育分野

新規拡充事業



まちづくり

- ▶ 自主防災組織に対する補助制度** 新規
1組織あたり10万円を上限とし、研修に伴う経費、情報発信・伝達のための広報費、災害時の防災活動を補佐する物品等、防災組織活動にかかる経費を補助。初回交付に限り、15万円を上限とする。
- ▶ 防災行政無線の音声自動応答サービスの導入** 新規
防災行政無線から放送した内容について、新たに電話及びファックスで放送内容を確認できるシステムを導入する。
- ▶ 危険ブロック塀等撤去補助金の拡充** 拡充
道路に面する危険なブロック塀で高さ60cmを超えるものに対し、撤去費用40万円を限度に補助する。
- ▶ 自治会加入促進等活動補助金** 新規
単一自治会がお祭り等、加入促進の活動を開催した場合、開催経費に対して補助金を交付する。
- ▶ 北千里小学校跡地複合施設整備**
複合施設(公民館・児童センター・図書館)について実施設計を行う。
- ▶ 市民に対し自然由来電力のグループ購入を推進**



子育て

- ▶ 多胎児家庭への支援強化** 拡充
多胎児の産後ケアとして医療機関・助産院に宿泊やデイサービスを行う。育児ヘルパーの派遣で家事・育児・外出の支援を行う。
- ▶ 病児・病後児保育の拡充** 拡充
対象を小学1年生まで拡充する。
- ▶ 児童館に安全管理員配置** 新規
午後1時30分から閉館まで、子どもの見守りを行う安全管理員を配置する。
- ▶ 公立幼稚園2園を幼保連携型認定こども園へ移行** 拡充
豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域の3歳児の緊急待機児童対策として、千里新田幼稚園と江坂大池幼稚園を幼保連携型認定こども園化し、3歳児の受け入れ枠の拡大を図る。
- ▶ 妊婦健診の公費負担増額** 拡充
妊婦健診受診時の費用の実態に合わせ助成単価を改正。基本健診と各種検査を個別に受診できるよう、受診券を分割する。
- ▶ 新生児聴覚検査費用の助成** 新規
新生児聴覚検査の費用を助成する。
- ▶ 子ども食堂開設補助金** 新規
子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりとして、子ども食堂開設にかかる費用20万円を上限に補助する。



福祉

- ▶ 福祉避難所の備蓄物資を拡充** 拡充
市指定の福祉避難所に対し、ポータブル蓄電池、ソーラーパネル、簡易トイレ等を備蓄物資として拡充する。
- ▶ 高齢クラブへの貸し出しバスの拡充** 拡充
各高齢者クラブが1年に一度バス使用が可能になるよう貸し出しバスの台数を増やす。
- ▶ インフルエンザ予防接種事業の対象拡大** 拡充
中学校3年生を予防接種費用助成の対象にする。



教育

- ▶ 中学校給食のありかたに関する検討会議** 新規
学校関係者、保護者、学識者で構成され、中学校給食の全員喫食について本格的に検討する。
- ▶ スターター教員の拡充** 拡充
小学校1年生の学習や生活を支援する支援員を増員し、2年生のクラスにも配置することで、いじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを充実させる。



人権・市民活動

- ▶ 非核平和都市宣言事業**
JR吹田駅前さんくす広場をはじめ啓発柱を順次リニューアルする。
- ▶ DV防止対策** 拡充
DV相談の時間及び回数を増やし、中学生を対象としたデートDV予防啓発講座実施校を拡充する。
- ▶ 学校規模検討委員会の設置**
子どもたちの教育環境整備のため過大校や小規模校については、適正な学校規模の確保は必要であると考えますが、画一的な基準を決め、安易な統廃合を進めることは適切ではありません。学校は子どもたちの教育を保障する重要な施設であり、また地域の核となる施設でもあります。地域住民や保護者、子どもたちの意見を尊重し、慎重に審議、検討していくことを求めました。

相次ぐ民間委託計画

公共サービスのあり方が問われています



介護保険業務

一部を民間委託

申請受付や入力、資格保険料業務、給付業務、審査会業務、庶務業務の民間委託を検討する予算が計上されました。とりわけ、窓口の受付業務では、直接市民が訪れ、暮らしの悩みや相談をすることが想定され、本来の仕事である市民の暮らしに寄り添う重要な職務が果たせなくなります。職員を増やし、進む高齢化に十分対応できる体制づくりを行うべきとの考えから、介護保険特別会計予算に反対しました。



学校給食調理員・校務員

民間委託

調理員は子どもたちの食の安全や命にかかわる衛生管理上、最も厳しい基準が求められる業務ですが、委託にすることで責任の所在があいまいになります。校務員は老朽化の進む学校施設において子どもたちの安全のため、床やドアの簡易な修繕、剪定、除草等、多様な経験が問われる業務を担っています。学校現場において、安易な民間委託を進めるべきではありません。



下水道管の維持管理

包括的民間委託業務

苦情・要望等、住民対応業務から下水道管の維持管理・老朽化対策業務までワンストップ化し、民間事業者に委託をします。技術職の不足や計画的に老朽化対策を進めるためとの説明です。この手法は2014年から国土交通省が推進していますが、未だに全国的にも24自治体しか実施していません。メリットがあるのか、職員の育成、技術の継承の点からも疑問が残るものです。



桃山公園・江坂公園

官民連携によるパークマネジメント実施を検討

都市公園法の改正により、公募設置管理制度を導入し、公園面積の12%まで収益施設を設置し、園路の整備等も併せて行うことができるようになりました。公園が民間企業の収益を上げる手段に変わったと言えます。パークマネジメント(※)実施を検討する予算提案については、公園の整備・管理方針案について市民意見募集の最中であり前のめり過ぎます。公園は、公共の福祉の増進に資することを目的に設置・管理されなければなりません。利益を優先する民間主導の管理運営に大きく道を開く懸念があります。
※パークマネジメントとは、民間や市民など多様な主体による公園の整備・管理運営の手法のこと

▶ 会計年度任用職員制度導入に伴う継続任用職員の年収引き下げ

制度導入について①働く職員に不利益を生じさせない②市民サービスを低下させない③協議をつくり労使合意で実施するという3点を確認してきました。しかし、2019年度から継続して任用される非正規職員が、会計年度任用職員に移行する場合、6月期末手当について期間率が適応され、結果的に年収が引き下げられることは問題です。